

農地中間管理機構に貸し付けた農地に対する 固定資産税等の軽減措置適用漏れについて

県農地中間管理機構に一定の条件で農地を長期間貸し付けた場合、固定資産税等の課税標準額が2分の1に軽減される措置について、令和6年度から令和7年度の納税義務者に適用が出来ておりませんでした。

記

1. 制度 県農地中間管理機構に、所有する10a未満の自作地を残した全農地を新たに10年以上の期間、貸付を行った場合、固定資産税等の課税標準額が2分の1に軽減されます。

※全農地とは他市町村に農地を所有する場合、その全てが対象とされます。
2. 対象者数 38名
3. 対象年度 令和6年度および令和7年度課税分
4. 軽減額 総額 約15万円
5. 原因 農業委員会事務局職員の認識不足により、税務課への情報提供が行われていなかったため。
6. 今後の対応 対象者にはお詫びの上、税務課と連携し早期に還付および税額の更正の対応を行います。また、今後は、事務手続きを行う担当職員複数人で、対象者リストの作成・確認を行い、毎年度税務課への情報共有を行います。

以上



〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
長野県 諏訪市 農業委員会事務局
（担当）菊池、池田
電 話 0266-52-4141（内線 415、416）
FAX 0266-57-0660（代表）
メール nogyoin@city.suwa.lg.jp